

三木町告示第116号

三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第50号

三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町地域活力向上のための総合補助金交付要綱（令和7年三木町要綱第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この要綱は、」の次に「香川県が実施する地域活力向上のための市町等総合交付金（以下「県交付金」という。）を財源とした、」を、「交付要綱」の次に「（以下「県交付要綱」という。）」を加え、「の規定に基づき、三木町補助金等交付規程（平成元年三木町規程第1号。）」を削る。

第3条第1項中「全て」を「すべて」に改め、同条第2項第6号中「除く」を「除く。」に改める。

第7条第2項中「次に」を「前項の規定に関わらず、次に」に改める。

第9条第1項中「前項の規定により」を「前項の規定による申請を行う者（以下「交付申請者」という。）は、」に改める。

第10条第1項中「された」を「のあった」に、「補助金を交付すべきもの」を「適当」に、「補助金の交付決定を行い、その内容を交付申請者に通知する」を「当該申請事業について、県交付要綱第9条の規定に基づき香川県知事に対して県交付金の交付申請を行う」に改め、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 町長は、前項の規定により申請した県交付金について、香川県知事から交付決定を受けたときは、当該事業に関して補助金の交付決定を行い、交付申請者に通知するものとする。

第11条中「第1項」を「第2項」に改める。

第12条中「第1項」を「第2項」に改める。

第13条第1項中「第1項」を「第2項」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。